

憲法改正手続に関する与党案・民主党案に関する意見書要旨

この時期に、憲法改正を目的とした手続法を制定することについても議論が存するが、現在、提出されている与党案・民主党案にはその内容にも問題がある。

1 投票方式及び発議方式について

条文ごと(さらに場合によっては項目ごと)に投票する個別投票を原則とし、複数条項を一括して投票することは、これらを一括で投票しなければ条項同士が相矛盾し、整合性を欠くことが明らかである場合に限定されるべきである。

2 公務員・教育者に対する運動規制について

裁判官等についての全面的な運動禁止・公務員・教育者について「地位利用」した運動の規制をすることは、公務員・教育者の自由な活動・運動を規制し、萎縮させるもので反対である。

3 組織的多数人買収・利害誘導罪の設置について

憲法改正のための活動について買収や利害誘導などがなされるかも検討されるべきであり、また、不明確な要件の下による規制は罪刑法定主義にも反する。

4 メディア規制の削除と積極的な情報提供について

(1) メディア規制の削除について

反対の結果、メディア規制は削除された(評価)。

(2) 広報協議会について

賛成意見・反対意見が公平に周知・広報されるために、協議会の委員の構成も平等にするとともに、議員以外の外部委員の選任も検討されるべきである。

(3) ラジオ、テレビ、新聞の利用について

賛成意見・反対意見の政党等が、公平・平等にラジオ・テレビ・新聞を利用でき、政党等以外の団体・市民も利用できる工夫を検討すべきである。

(4) 投票日直前の放送規制について

反対である。

5 発議後投票までの期間について

少なくとも1年以上とすべきである。

6 最低投票率について

最低投票率と絶対投票率を併用することが望ましいが、少なくとも、投票権者の3分の1の賛成が得られなければ改正できないことを考慮した最低投票率を定めるべきである。

7 過半数について

憲法改正には少なくとも投票総数の過半数が必要とするべきである。

8 投票用紙の記載方法について

改正に賛成する者だけが○を書く投票方法が正当である。

9 投票年齢について

18歳以上の者に投票権を認めるべきである。

10 国民投票無効訴訟について

提訴期間を30日とするのは短かすぎ、管轄裁判所を東京高等裁判所のみ限定するのも問題である。無効訴訟を提起できる場合、国民投票結果の確定時期については、より慎重な検討が必要である。